

ペルーにおける「大統領中心主義」の統治構造（二）

——大統領の再選問題を手がかりに——

川 畑 博 昭

目 次

はじめに

第一章 大統領再選の歴史的背景

第一節 共和国の選択と大統領の歴史的性格

第二節 大統領再選の諸類型

第二章 大統領再選をめぐる政治状況

第一節 再選規定導入の背景事情

（一）クーデタ前夜の政治状況

（二）「自主クーデタ」の勃発

（三）新憲法の制定と国民投票

第二節 憲法制定過程における大統領再選の位置付けとその正当化根拠

(二) 再選の前提問題

(二) 「国民の決定」論

(三) 政治的安定性（以上一九三号）

第三節 一九九三年憲法の統治構造

(二) 統治機構

(三) 直接民主主義的制度の拡大
第四節 再選をめぐる三つの事件

(二) 「有権的憲法解釈法」の制定

(二) 違憲訴訟と憲法裁判所判事の罷免

(三) レフエレンダムの阻止

第三章 大統領再選論の理論動向

第一節 ベルー憲法学からの再選批判論

(二) 「歴史的憲法」論

(二) 権力担当者交替の原則

(三) 大統領権力の永続化——「コンティヌイズモ」

(四) 現職候補優位論（以上本号）

第二節 「条件付き」再選容認論

第四章 再選問題と「大統領中心主義」

第一節 大統領再選とペルーの歴史的国家構造

第二節 大統領権力の複合的構造

第三節 「大統領中心主義」と「民主主義」の連関

終わりに

第二章 大統領再選をめぐる政治状況（承前）

第三節 一九九三年憲法の統治構造⁽¹⁾

フジモリ大統領の「自主クーデタ」が新憲法（以下、一九九三年憲法）の制定に結実したことは第二章第一節で概観した通りであるが、しばしば指摘されるように、一九九三年憲法はその六五%以上が一九七九年憲法に類似しており⁽²⁾、新憲法制定の眼目は、新自由主義経済、大統領再選制、一院制議会、テロに対する死刑をそれぞれ導入することに置かれていた。その意味では、この憲法から統治に関する規範構造全体の変化まで読み取ることは困難であろうが、「クーデタの所産」としての憲法には、確かに、一方では、大統領権力への制限を緩和する方向での改変が行われており、他方では、「自主クーデタ」に対する「国民の支持」に端的に見られたように、「国民の支持」に直接依拠するというフジモリの政治スタイルを反映するかのような直接民主主義的制度の拡大が見られる。したがって、ペルーの「大統領中心主義」の統治構造を「民主主義」との関連で把握するためにも、新憲法における統

治の規範構造を概観しておくのが有益であろう。こうした観点から、以下では、立法権、行政権、司法権、選挙制度のありよう、ならびに「直接民主主義的制度」に関する規定を対象に扱うこととする。

(二) 統治機構

二院制をとつていた一九七九年憲法とは異なり、立法権は一二〇名の議員から構成される一院制の国会に存する(九〇条)。国會議員の立候補資格を有するのは選挙権を有する二五歳以上のペルー生まれのペルー人であり(同条)、大統領選挙と国會議員の同時立候補は禁止された(九〇条)。国會議員は全国民 Nación の代表であり、発言・票決免責特権を享受し、有権者による命令委任および召喚権 interpelación には服さない(九三三条)。また後にみるよう、共和國大統領は国会解散権を有するが(一三四条三項)、これ以外に議員を失職させる revocatoria 方法はない(同条四項)。国会には、全議員数の二五%を超えない範囲で各会派の割合に応じた議員で構成される常任委員会が置かれるが(一〇一条)、同委員会は本会議において、憲法違反を理由に、共和國大統領、国會議員、国務大臣、憲法裁判所判事、全国司法官評議会メンバー、最高裁裁判官、最高検察庁検事、オンブズパーソン府長官、会計検査院長官に対する弾劾を提起することができ(九九条)、本会議は、常任委員会の参加を得ることなく、弾劾された公職者を罷免する権限を有する(一一〇〇条)。

行政権に関する規定においては、国民の直接選挙によつて選出される共和國大統領が国家元首であり、国民を代表する personifica la Nación (一一〇条および一一一条)。大統領の資格要件については、一九七九年憲法および一九九三年憲法とともに、三五歳以上のペルー生まれのペルー人で、立候補時に市民権を享受している者である(一一〇条)。一九七九年憲法一二〇四条は、現職大統領や選挙前に大統領職にあつた者のほか、その配偶者および親戚、国務

大臣、軍・警察、さらには会計検査院長官、金融保険庁長官、中央銀行総裁といった国家行政機関長、裁判所、検察、全国司法官評議会、憲法保障裁判所の構成員についても、選挙時に現職に就いてないなどの条件によつて大統領への立候補資格を制限していたが、一九九三年憲法では削除された。大統領の任期については旧憲法と同じく五年とされたが、一九七九年憲法が再選には他の大統領一任期が経過していることを要件として任期の連続を認めていなかつたのに対し、一九九三年憲法は、大統領は追加的に一任期、連続して再選されることが可能であり、少なくとも憲法に規定する一任期が経過すれば、かつて大統領であった者は同様の条件に従つて再度立候補することができるとした（一一二条⁽⁵⁾）。

大統領は政府の政策一般の指揮権（一八条三号）、国内外の治安の維持（同四号）、外交政策・国際関係の指揮権および条約締結権（同一号）を有する。条約締結に際しては、人権、國家の主権、統治権・領土、国防、国家の財政義務に関する条約については条約批准前の国会の事前承認が必要とされ、増減税、法律の改廃、法律の執行のために立法措置を要する条約についても国会の承認を必要としたが（五六条）、それ以外の事項に関しては国会への報告義務のみを規定しており（五七条）、一九七九年憲法下での国会の承認（一〇二条および一〇四条）を緩和した。全権特命大使および公使の任命についても、一九七九年憲法が上院の承認を要件としていたのに対し（二二条一五号）、一九九三年憲法においてはこれが議会への報告義務で足りるものとされた（二二八条一二項）。また、共和国大統領には、国防システムの指揮権および国軍・国家警察の任務の配分権（一八条一四号）のほか、経済財政事項における法律と同等の効力を有する緊急デクレト制定権（同一九号）が認められている。大統領は国軍・国家警察の最高司令官であり（一六七条）、所轄機関からの提案によって、国軍司令官および国家警察長官の昇進を叙任する（一七二条）。

各國務大臣の合議体として内閣および内閣議長（以下、首相）が置かれ、共和国大統領がそれを主宰する presidir (一二二条)。内閣および各國務大臣には公共サービスの指揮運営権 dirección y la gestión が付与され (一一九条)、大臣の副署のない大統領の行為は無効とされる (一二〇条)。大統領が首相の任免権を有し、首相の提案と合意によってその他の国務大臣の任免権を有する (一二二条)⁽⁶⁾。首相は共和国大統領に次ぐ政府代表弁務官 portavoz autorizado del gobierno として位置づけられているが、その権限は大臣間の権限調整、委任立法、緊急令、その他のデクレトおよび決議の副署である (一二三条)。各大臣は単独でその行為および副署をした大統領行為の責任を負い、大統領ないしは閣議決定による憲法および法律違反の行為に関しては、全ての大臣が連帶して責任を負う (一七八条)。

一九七九年憲法における大統領の下院解散権については、同院が連続三内閣に対して不信任を可決ないしは信任を否決した場合に認められていたのに対し (二三七条)、一九九三年憲法ではこれが二内閣に緩和された (一三四条)⁽⁷⁾。一九七九年憲法では、大統領は在任中一回に限り下院の解散権が認められ、任期最後の年および戒厳・非常事態においては行使しないことになっていたが (二三九条)、一九九三年憲法では任期最後の年および非常事態といふ制約は削除され、戒厳状態において行使されないという制約のみが残された (一三四条)。

大統領も国会議員と同様に法案提出権を有する (一〇七条一項)。国会で可決された法案は大統領が一五日以内に公布しなければならないが、大統領が同法案に対する全面的ないしは部分的な異議申し立て observaciones を行った場合、一五日以内に国会へ回付し、国会で再審議された後国会議員の法定数の過半数以上の賛成によつて、国會議長が公布する (一〇八条)。

例外体制については表現の違いはある、内容的にはほぼ旧憲法規定が踏襲されている。共和国大統領は内閣の合

意と国会への報告義務の下に、非常事態および戒厳状態を宣言できる（一二七条）。前者の場合には六〇日を超えてはならず、個人の自由・安全、住居の不可侵、集会の自由、通行の自由といった個人の憲法上の権利は制限されるが、後者においては基本権の制限はありえず、同宣言期間は四五日を超えてはならない。

第八章は「司法権」について規定する。⁽⁹⁾ 裁判権 *potestad de administrar justicia* は人民から発し、司法権によつて憲法および法律に従い上下級機関を通して行使される（一三八条）。司法権は裁判機関（最高裁判所および法律に定めるその他の下級裁判所）および司法行政機関から構成される（一四三条）。⁽¹⁰⁾ 憲法と法律の間に齟齬が存する場合裁判官は前者を優先させなければならず（一三八条）、通常の司法裁判所にはいわゆる具体的違憲審査権が認められている。また最高裁は、死刑判決の場合に限り、軍事裁判所の決定を破棄することができる（一四一条および一七三条）。その他、選挙事項における国家選挙評議会の決定ならびに判事の評価および承認に関する全国司法官評議会の決定について、司法府が再審することはできない（一四二条）。また一九九三年憲法では、新たに治安裁判所判事 *jueces de Paz* の公選制を導入し、一審の判事についての公選制も法律によつて規定することができるとしている（一五二条）。さらに先住民地域においては、農民自警團の協力によつて、基本的人権を侵害しない限りにおいて、慣習法に従つて裁判管轄権の行使が認められた（一四九条）。司法権の箇所でもつとも問題となつたのが死刑の適用範囲の拡大であった。一九七九年憲法は戦争の場合における国家反逆罪についてのみ死刑を規定していたのに対し（一二三五条）、一九九三年憲法では戦争のみならずテロ行為へも国家反逆罪として死刑の適用を認めた（一四一条）。

司法官（裁判官および検察官）の任免に関し、一九七九年憲法は全国司法官評議会の指名に基づいて大統領が任命する（一四五条）、罷免権は最高裁に付与されていたのに対し（一四八条）、一九九三年憲法では全国司法官

評議会が司法官の任免権を独占的に有することとし、七年ごとに全ての司法官の再任を承認する」とができると規定されている（一五〇条および一五四条）。なお司法官評議会メンバーは、最高裁、最高検察官会議、全国弁護士協会から一名ずつ、専門家団体（Colegios Profesionales）から二名、ならびに国立大学長および私立大学長からそれぞれ一名ずつ選出される合計七名のメンバーから構成される。^⑪

選挙制度についても、一九七九年憲法が全国選挙管理評議会を唯一の選挙事項担当機関としていたのに対し（一四章）、一九九三年憲法は選挙機関の組織構造において一定の刷新を図っている。全選挙機関は、全国選挙評議会、全国選挙過程事務局、全国住民登録局の三つの機関から構成され、それぞれが独立して行動するとともに、相互に権限調整関係を維持していくことが定められた（一七七条）。全国選挙評議会の権限としては、選挙、国民投票、その他の人民諮問の適法性ならびに選挙人名簿の作成、政党登録の管理、選挙事項における裁判権、当選者、国民投票結果、その他の人民諮問結果の発表などがあり、また選挙事項に関する法案提出権も有する（一七八条）。同評議会のメンバーは、最高裁判所、最高検察官会議、リマ弁護士協会、公立大学法学部長（経験者も含む）、私立大学法学部長からそれぞれ一名ずつ選出された五名で構成され、最高裁代表が同評議会の長を務める（一七九条）。任期は四年で再任可能である。全国選挙評議会は終審として選挙事項に関する裁判を行い、その決定は確定判決で再審は認められない（一八一条）。全国選挙過程事務局は投票用紙の作成を含めあらゆる選挙手続きの運営organizarを担当する（一八二条）。全国住民登録局は出生、婚姻、離婚、死亡といった法律上の身分estado civil登録、有権者登録の更新、市民の身分証明書の発給等を行う機関である（一八七条）。

最後に、先に見た通常裁判所の具体的な違憲審査権との関わりで、一九九三年憲法は、以上の「統治構造Estructura del Estado」¹²とは別に「憲法保障 Garantías Constitucionales」の部（五部）を設け、一九七九年憲法下での憲法保障裁

判所を憲法裁判所と改称し、これに抽象的違憲審査権を認めた。憲法裁判所は独立機関 *autómo e independiente* であり、国会によって任命される七名の判事によつて構成され、任期は五年で再任は認められない（一一〇一条）。また同裁判所には、違憲訴訟のほか、個人の自由ないしそれと関連した憲法上の諸権利の侵害に対し提起される人身保護 *hábeas corpus* 訴訟や、それ以外の権利侵害に向けられるアンパロ *amparo* 訴訟などの憲法上保障される権利の侵害に対する訴訟において、通常の司法裁判所による却下の決定 *resoluciones denegatorias* を審査する終審裁判所として確定判決を下す権限が付与されている（一一〇〇条および一一〇一一条）。

（II）直接民主主義的制度の拡大

一九七九年憲法は、「市民は、直接または選挙によつて自由に選出された代表を通じて、法律によつて規定されている条件に従い公的事項に参加することができる」と規定し（六四条）、住民投票レベルでは、「地域の区画 *demarcación regional* の変更の際には、法律に従い対象となる地域の住民の事前かつ直接の意見を必要とする」と規定し、直接民主制的規定を定めていた（二六〇条二項）。また、憲法保障裁判所への違憲訴訟の当事者適格については、共和国大統領、最高裁、最高検事総長、六〇名の上院議員と二〇名の下院議員と同様に、全国選挙評議会によつて認証された五万人の有権者の署名を集めた市民に対しても認められており（二九九条六号）、憲法改正発案についても同様に、内閣の承認を得た共和国大統領、上下両院議員、司法問題に関しては大法廷の合意を得た最高裁と同じく、全国選挙評議会で認証された五万人の有権者の署名を集めた住民にも改正発案権が与えられていた（三〇六条四項）。このように一九七九年憲法は、事案によつて国民の直接の参加や判断に訴える可能性を示す規定を有してい^⑬たが、レフエレンダムという用語で規定されていたわけではない。

一九九三年憲法は、「何人も、個々にまたは団体を通じて、国家の政治的、経済的、社会的、文化的問題に参加する権利を有する。市民は、法律に従い、公権力担当者を選出、罷免、もしくは解任する権利、法律発案権、ならびにレフエレンダムの権利を有する」と規定し（二条一七号）、国民の政治参加を権利として保障し、「市民は、レフエレンダム、法律発案権、公権力担当者のリコール請求権、情報開示請求権 *demandas de rendición de cuentas* を通して、公的事項に参加する権利を有する」と規定した（三二条一項）。このレフエレンダムの対象事項として、（イ）憲法の全面ないし部分改正案、（ロ）法律と同等の効力を有する法規 *normas* の承認、（ハ）条例 *ordenanzas municipales*、（ニ）地方分権プロセスに関連する事案、の四つを列挙するとともに¹⁴⁾、基本権の停止ないしは制限、租税および予算に関する法令、ならびに現行の国際条約については、レフエレンダムの対象外としている（三三一条）。

以上のように、一九九三年憲法においては、再選制の導入、大統領権限に対する国会の承認の緩和、大統領の国会解散権の要件の緩和など、とりわけ議会との関係における大統領権限の規範的強化が図られたと言えるのであり、その点からの「大統領中心型統治体制」を捉えることができるだろう。しかし他方で、古典的な三権からは独立した機関（全国司法官評議会、憲法裁判所、選挙機関）によって、司法の独立、選挙の公正、憲法の最高法規性などが保障されており、この意味において「大統領中心型統治体制」に対する規範的統制と、「直接民主主義制度」の拡大による民主主義的統制の両側面からの規範構造の概観を看取し得る。しかし、こうした規範構造がどのように機能するのかは、現実の政治の中で捉えられなければならず、それを素描するのが次節での課題である。

注

(1) 二〇〇二年九月末現在、ペルー国会では一九九三年憲法の改正について、部分改正として通常の国会がこれを行なうか、新たに

制憲議会によつて新憲法を制定するかにつゝて議論が行われている。

- (2) 例えど、GARCÍA BELAUNDE, Domingo, "La reelección presidencial y la Constitución histórica", en OTÁLORA PEÑARANDA, Alberto (coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, pp.44-45
- (3) 憲法は文言上行政権について共和国大統領のみに言及してゐるやうなが（内閣については別に章を設けて規定してゐる）RUBIO CORREA, Marcial, *Estudio de la Constitución política de 1993 (Tomo 4)*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, p.237は行政権の長は明らかに共和国大統領であるが、大統領がすべての行政権力を有するわけではなく、それらは二つの機関（共和国大統領、首相ならびに各國務大臣——引用者）が複雑なかたちで担つてゐる。
- (4) 第一回投票で過半数を獲得した候補者がいない場合には、上位二名による決選投票が予定されており、その際、無効票・白票は含まないと規定されている。他方、一九七九年憲法[一〇二]条は有効投票の過半数と規定しており、法律によつて、いゝには無効票・白票を含むとされていたといへ（Cf: RUBIO CORREA, Marcial, op. cit. (Tomo 4), p. 256）。国民の直接投票による決選投票は一九七九年憲法によつて導入され、それまでは議会の任命によるものとなれていた。
- (5) ノの規定は、フジモリ政権崩壊直後の一〇〇〇年一月四日付憲法改正法律[一七三六五号]一条によつて、次のように改正された。「大統領の任期は五年であり、再選は認められない。少なくとも、憲法に定める他の大統領の一任期が経過した後に、かつて大統領であった者は、れど同様の条件に従い再度立候補する」とができる。」
- (6) RUBIO CORREA, Marcial, op. cit. (Tomo 4), p.237は、国務大臣任免の決定機関であり、また、あらゆる行政機関の権限が大統領のそれとして宣言されている（ただし、れども大統領一人で行使しうるものではないが）といつての側面から、大統領は政府の長としての性格も有するとする。
- (7) 一九九三年憲法の下では、国会の常任委員会は大統領の解散権の対象とはならないことから（一三四条）、国会が解散された場合には、同委員会が二院制下での上院的役割を果たすことになる。

(8) RUBIO CORREA, Marcial, op. cit. (Tomo4), p.229によれば、(リ)ド言う大統領の異議申し立て権は相対的拒否権 *veto relativo* であり、ペルーにおいての制度は一九三九年の国民投票で導入されたが、この国民投票自体が一九四五年に違法と宣言されたため、長らく違憲性の疑いがもたれてきた。しかし一九七九年の制憲議会は同制度を導入し、一九九三年憲法もこれを踏襲した。また同書は、相対的拒否権に対して、他国でとられているような議会が特別多數で大統領の拒否権を否決しなければならない場合を絶対的拒否権 *veto absoluto* と呼ぶ (Ibid.)。

(9) リの点について、RUBIO CORREA, Marcial, *Estudio de la Constitución política de 1993 (Tomo 5)*, Fondo Editorial de la Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, p.11 が「国家権力としての司法機関のみが裁判機能を掌むものであるかのように規定しているのは誤りであり、裁判権は他に憲法裁判所、全国選挙評議会、全国司法官評議会、ならびに軍事裁判所によって共有されている」とし、その意味で、裁判の原理としての統一性を述べる一三九条一号の規定は事実を述べていないと指摘する。とはいっても、同書は、一九七九年憲法と同様に一九九三年憲法においても、裁判機能と司法機関に関する規定が混在しているという非体系的规定ゆえに、このような解釈論的結論も自明のことはそれでいいないと述べる (op. cit., p.12.)。

(10) 一九五五年から着手されたフジモリ政権下での司法改革も、新自由主義的経済政策や長期政権化への傾向との点とも関わって重要な論点であるが、これについての考察は他日を期したい。もしあたり参照、RUBIO CORREA, Marcial, *Reforma de la administración de justicia - Quite la venda, para mirarme mejor*, DESCOP, Lima, 1998.

(11) RUBIO CORREA, Marcial, op. cit. (Tomo5), p.225 は、全国司法官評議会の構成は、各構成員が容易に、あるイデオロギー的ないしは政治的傾向 *orientación ideológica o política* を離着しない「メカニズム」になっている」とかい、機能遂行のための機関としての真の独立性を保障し得るといふ意味において、「一九九三年憲法で導入された最も重要な変革」の一つであると述べる。

(12) ラテンアメリカにおけるアンパロ制度については、もしあたり次を参照。奥山恭子「発展途上国の大統領——ラテン・アメリカを中心に——」黒木三郎編『現代法社会学』（青林書院、一九八九年）第二編第六章、特に一五四頁以下。

(13) これらの規定については、「いれほど特に設計された tan particularmente diseñado 民主制度は、エリート層に権力を移譲するものであり、『権力の淵源は国民である（八一条）』といへば、『市民は公的の事項に直接…参加する権利を有する（六四条）』といへば、一つの憲法上の文言を実現不可能とするのであった」との指摘があ（Cf. RUBIO CORREA, Marcial y BERNALES BALLESTEROS, Enrique, *Constitución y Sociedad Política (3^a edición)*, Mesa Redonda Editores S. A., Lima, 1988, p.263。）回書

は一九七九年憲法下の代表民主制について、（イ）法律発案や法案制定の議論において、国民が権力それ自体を行使する権利および（ロ）国会によって制定された法律に対する裁可型レフエレンダム referéndum ratificatorio を認めず、（ハ）選挙での当選者が人民のあらゆる委任から自動的に独立しうるような代表制の存在、（二）国民が政治に参加する可能性として、単に代表者を選出するための定期的な投票権を持つに過ぎない、（ホ）曖昧な規定によりて、不正な政府に対する国民の不可侵的な抵抗権が制限されようとしている、などの理由から、結局は国民の直接の政治参加を妨げているとして、単に民主主義＝選挙という捉え方を批判する（ibid.）。

(14) いの点については、法律二六三〇〇号（「市民の参加および監視の権利に関する法律」）三九条は、憲法の全面ないしは部分改正の他（a）、法律、一般的性格を有する地域の法令 normas regionales de carácter general、ならびに条例の承認（b）、法律の他、委任立法、緊急令 decretos de urgencia、ならびに前項（b）に示されている法令の不承認（c）、地域 Region の設置、ならびに郡 Provincias および distritos の統合ないしは管轄権の変更 cambiar de circunscripción の場合には、法律に従つてレフエレンダムが実施されるとする憲法二一九条において、レフエレンダム（住民投票）が実施されることを規定していた。しかしその後、同条（c）は、法律二六六七〇号（Cf. *El Peruano*, 11 de octubre de 1996, Lima.）一条によって廃止された。この点は、本章第四節（iii）で後述する。

第四節 再選をめぐる二つの事件

前節では、ペルーにおける「大統領中心型統治体制」を把握すべく、一九九三年憲法が描く規範構造を概観した。しかしこれだけでは、「大統領中心型統治体制」における大統領の再選制の固有の意味を捉えるには不十分であり、それは政治の現実の中に位置付けられて初めて、再選「制」がペルーにおける「大統領中心主義」の統治構造の中での、どのように機能するのかを理解することが可能となるだろう。こうした観点から、以下では、第一次フジモリ政権（一九九五～一〇〇〇年）下で大統領の再選をめぐって生起し展開した三つの事件を素描することにより、ペルーにおいて大統領の再選が「大統領中心主義」の中で持つ意味を明らかにすることを試みたい。

（二）「有権的憲法解釈法」の制定

一九九三年憲法に導入された再選規定によつて、九五年の大統領選挙での再選を目指す立候補資格を得たフジモリ大統領は、第一次投票で過半数を獲得し、決選投票を待たずに再選を果たした。⁽¹⁾しかし九六年八月、与党は、今度はフジモリの「三選」を可能とするための立法に着手する。⁽²⁾それが、大統領の再選規定を「解釈」するというかたちで制定された、一九九三年憲法一二二条に関するいわゆる「有権的憲法解釈法 Ley de Interpretación Auténtica」（法律二六六五七号）である。本法律の制定過程において、与党は、同条項は野党によつて複数の解釈可能性が示唆されていることから、これを明確にすることを本法律制定の理由としつつ、結局のところ、為政者を決定するのは主権者たる国民の権利であるという既述の「国民の決定」論（本章第二節（二））に依拠した。⁽³⁾

「有権的憲法解釈法」は单一の条項から成り、憲法一二二条に言う再選は、同憲法の公布日以降に開始した大統領

の任期についてのものであると「真正に解釈しなければなら」ず、その結果、憲法の発効以前に開始されていた大統領の任期は遡つて計算されではならないものと「真正に解釈しなければならない」と規定していた。したがつてこの法律は、議会が憲法の有権的解釈を独占するかたちで、九〇年の当選から一九九三年憲法発効までのフジモリの任期を考慮の外に置き、九五年に成立した第二次フジモリ政権を一九九三年憲法の下での「初」当選とみなすことによつて、二〇〇〇年の大統領選挙における「再選」のための立候補資格を「合憲的に」付与することを狙いとするものであることは明らかであった。

この「有権的憲法解釈法」の制定に関しては、実はそれに先立つ法改正によって伏線が敷かれていた。⁽⁵⁾すなわち同法律制定の一週間前に、「行政手続の一般原則に関する法典集 Texto Único Ordenado de la Ley de Normas Generales de Procedimientos Administrativos」への追加条項を定めた法律二六六五四号⁽⁶⁾が制定されていたが、この法律において最も問題となつたのが、「公法上の規定が、それ以前の事実に対しても権利行使を定める場合には、当該公法上の規定の発効後に開始された事実のみを考慮する」とする規定（三条）、および当該規定は「司法権の領域を除くあらゆる手続に拡大して適用される」とする規定（七条）の二つ⁽⁷⁾であった。

法的側面から言えば、「自主クーデタ」によつて一度は断絶したフジモリ政権の正統性は、既に見た制憲議会選挙および同議会による「一九九三年一月九日付憲法的法律」（一条および三条）によつて回復しており、この点を考慮すれば、九五年の当選が「再選」であることはあまりにも明白であつた。加えて、一九九三年憲法下での憲法についての「有権的」解釈権の帰属という点についても、議会に認められていたのは既存の法律および決議の解釈であり（憲法一〇二条一項一号）、与党が主張したような規範一般のそれではなかつた。さらにはフジモリという個人のみを対象としている本法律は、いかなる場合にも人的違いを理由とする特別法の制定を禁じてゐる憲法規定（一

○三条一項）からしても、違憲の疑いが濃厚であると言わざるを得ない法律であった。⁽⁹⁾

（二）違憲訴訟と憲法裁判所判事の罷免

こうして、「有権的憲法解釈法」は議会制定法という形式をとっていたとはいえ、フジモリの「三選」立候補可能 性を法的に担保しておくという目的は明白であつただけに、当然、野党側からの法律改廃の対象となる。

一九六年一二月、リマ弁護士協会が「有権的憲法解釈法」の合憲性を争つて憲法裁判所に提起していた違憲訴訟において、一九七年一月三日、憲法裁判所は二つの異なる「判決」を下した。⁽¹⁰⁾一つは、違憲の決定を下すための定足数に達せず、⁽¹²⁾リマ弁護士協会の訴えを「根拠なし infundada」として棄却したものであり、他の一つは、七名の判事のうち三名が通常の司法裁判所裁判官と同様に憲法裁判所判事も具体的違憲審査権 control difuso を有すると解釈し、同法律はフジモリの事例に「適用不可 inaplicable」と判示したものである。⁽¹³⁾適用不可を判示した後者の「判決」では、判断を下した三名の判事以外の四名の判事は、私見を判決公表以前に外部へ発表した（二名が賛成、二名が反対）との理由で、いずれの「判決」の場合においても投票を棄権した。本件を「根拠なし」として退ける前者の「判決」においては、棄権した四名の判事のうち二名のみが署名し、「適用不可」を宣言する後者の「判決」では三名の判事のみが署名した。⁽¹⁴⁾

一九七年一月二〇日、本件訴訟当事者であるリマ弁護士協会会長は憲法裁判所に対し、これらの二つの「判決」に関する「釈明申し立て *recurso de aclaración*」を提起した。これは、上記二つの「判決」のいずれも七名の判事全員によって署名されていないことから、結局のところ憲法裁判所は、リマ弁護士協会の訴えの根拠の有無についても、問題となつた法律の憲法適合性のいずれについても、「判決」の形式で明らかにされていなかつたという理由に

よる。⁽¹⁵⁾二一日、適用不可の「判決」を出した三名の判事は、憲法裁判所全体の「決議」というかたちで、「リマ弁護士協会による『訟明申し立て』は憲法裁判所事務局に受理されたが、同裁判所長官の然るべき裁定により、判決文において何ら訟明すべきことはない」との判断を示し、その理由として次の点を指摘した。すなわち、訟明が要求されている箇所は、適用不可と判示する「判決」理由の部分で、「問題となつてゐる法律は、明らかに憲法とは両立しえない」と示されている箇所に暗に示されているとはいへ、本件で問題となつてゐる法律は個別的性質を有し、それゆえ法律の一般的効力の廃止 *efecto derogatorio "erga omnes"* を生じさせる違憲性の宣言に準拠すべき法律の一般性を欠き、その唯一の目的は九五年に再選された現職大統領の三選のための立候補を可能とするものである。したがつて、この法律によつてアルベルト・フジモリ氏が三選に向けて立候補できるか否かについて判示することが求められるものであることは明らかであるが、そのことはすでに判決文の中で示されている、といふものであつた。

こうした「判決」が下されたことは、フジモリの「三選」への途に影響を与えるにはいらない。以下で述べるようく、フジモリ与党は弾劾裁判によつて「適用不可」を判示した三名の判事を罷免するのであるが、その際与党はその罷免事由を同判決に求めたのではなく、これらの判事が憲法裁判所全体の「決議」というかたちでリマ弁護士協会の「訟明申し立て」に応答したことを「権限越」として、あくまでも形式的・手続的側面を問題にしたのであつた。

九七年三月一〇日、議会は、ヒルデブラント（HILDEBRANT, Martha）議員を委員長として、関連文書の横領容疑⁽¹⁶⁾、憲法裁判所への圧力⁽¹⁸⁾、同裁判所内で行われた不正、の三項目の調査を目的とする憲法裁判所調査委員会を設置した。同委員会は報告書において、三名の判事が憲法裁判所全体の名で決議を発したこととは、定足数を規定する同裁判所組織法四条の問題であり、右措置を容認したヌージェント（NUGENT, Ricardo）裁判所長官も含めた四名の

判事を告発することを決定した。⁽¹⁹⁾ 五月二八日、チリノス議員を委員長とする弾劾小委員会が設置され、憲法裁判所全体の名で二名の判事のみによつて「決議」を出したことは、憲法裁判所は七名の判事で構成されるとする憲法二〇一条のみならず、同裁判所の定足数を六名と規定する同裁判所組織法四条にも違反するとの理由で四名の判事を弾劾し、議会は、同裁判所判事の罷免権を定める憲法一〇〇条に基づき、賛成多数でヌージェント長官を除く三名の判事を罷免する決定を行つた。⁽²⁰⁾

フジモリ与党による憲法裁判所判事の罷免は一切の法的手続きを無視して恣意的に行われたわけではなく、建前としては、三名の判事の「権限越限」を罷免事由に掲げていた。しかしその内実はと言えど、「有権的憲法解釈法」のフジモリへの適用を不可と判示した三名の判事に対する「政治的報復」という性格を有していたことは否めない。⁽²¹⁾ 他方、罷免された三名の判事もまた、明文上は憲法裁判所判事には付与されていない具体的な違憲審査権を援用して、法律の適用不可能性までの実体的判断に踏み込んだ点は「権限越限」と捉えられるだろう。⁽²²⁾ こうして見ると、この事件の実体は、フジモリ与党および罷免された憲法裁判所判事の双方が、自らの政治的立場を貫くために法という形式を使用しつつそれを踏み超えるものであった。しかしここでは、そうした政治による法の「後退」をもたらしたもののが大統領の再選問題であった、という点が重要なのである。

(三) レフェレンダムの阻止

一九七九年憲法に比べ、より広範な事項に対するレフェレンダムの導入が一九九三年憲法の一つの特徴であることは既述の通りであるが、九五年の総選挙まで通常の立法機能を担うとされた制憲議会は、九四年五月一日、「市民の参加および監視の権利に関する法律 Ley de los derechos de participación y control ciudadanos (以下、「市民参加法」)

（法律二六三〇〇号）によつて、一九九三年憲法によつて認められた市民参加の権利に関する詳細な手続を規定した。しかしこの法律は、その後レフエレンダムの実施を困難にさせる方向で改正される。それが、九六年四月一八日の法律二六五九二号（通称「シウラ法」）と、同年一〇月二一日の法律二六六七〇号（通称「マルセナロ法」）⁽²⁵⁾であるが、そこには、以下のようない政治状況があつてのことだつた。

「有権的憲法解釈法」に反対の勢力は、同法律制定直後の九六年九月、野党議員や知識人等を中心として市民団体「民主フォーラムForo Democrático」を立ち上げ、レフエレンダムによつて同法律を廃止するための署名集めを開始したが、「マルセナロ法」は、実は、直接にはこの「民主フォーラム」による署名集めを規制することを狙いとするものであつた。九八年七月一六日、「民主フォーラム」は約一年半かけて集めた署名を、照合手続のために全国選挙過程事務局に提出した。⁽²⁶⁾ 同事務局長は三〇日以内に署名の照合手続結果を公表することを発表したのに対し（ONPE決議〇七四一九八号⁽²⁷⁾）、与党議員の議員事務所職員からこれが「市民参加法」に反するとして同決定に対する異議申し立てが提起され、当該署名の照合作業は中断された。二〇日、全国選挙過程事務局が、本件を、選挙事項に関する排他的裁判管轄権を有する全国選挙評議会に移管することを決定したことを受け、二四日、同評議会は当事者不在のまま公判を開き、三時間後には本件異議申し立てを「明白な悪意 manifesta mala fe」によるものであるとの理由で無効の決定を下した。二七日、全国選挙過程事務局は、「民主フォーラム」によつて提出された署名にはかなりの重複がみられ、同一の署名を使って選挙登録番号を捏造して署名数を水増ししている可能性があるとして、再度署名照合作業の中止を発表した。三〇日、今度は元与党議員によって、全ての署名照合作業を中止すべきとの異議申し立てが提起され、九六年一〇月三一日の全国選挙評議会決議によつて、「民主フォーラム」は署名台帳の使用許可を認められていたに過ぎず、「シウラ法」および「マルセナロ法」に従つて、レフエレンダム実施のため

には議会で否決された法案の存在が要件となつていると主張された。しかし同評議会決議は、「マルセナロ法」が可決された時点では既に「民主フォーラム」の署名集めは開始されており、同法律の溯及効は認められない旨判示していた。²⁸⁾全国選挙過程事務局は、今般の異議申し立てに関しては、法令を問題とする前回の場合とは異なるとの理由で本件を同機関で審理するとし、八月一〇日、「シウラ法」によつて、本件に異議申し立ての根拠を認めるとともに署名審査を中止し、一切の判断を議会に委ねるとの決定を行つた（ONEP決議〇九二一九八号）。二〇日、全国選挙評議会も全国選挙過程事務局の右決議を支持する決定を下したことから（JNE決議五五三一九八号）、レフエレンダムを実施する前提条件として、議会でレフエレンダムでの質問事項と同様の（「有権的憲法解釈法」を廃止するという）内容の法案が四八票以上の賛成で否決されることが必要となつた。一四日、全国選挙過程事務局は「有権的憲法解釈法」を廃止するための法案を議会に提出したが、これは明らかに法的根拠を欠くものであつた。二七日、同法案は議会で反対六七、賛成四五で否決されるのであるが、賛成票が四八票に達しなかつたことを以て、レフエレンダムの試みは頓挫した。

こうして、大統領の再選に関して「国民の決定」論を正当化根拠としてきた与党は、まさにそつした「国民の決定」論に問えたはずの場面において、その可能性を自ら封じたのである。ここに、フジモリ与党の「国民の決定」論はそのイデオロギー的性格を露呈したと言えるだろう。

以上の三つの事件を通して、第二次フジモリ政権下で大統領の再選が占めた「重要性」を看取することができるだろう。規範構造としての「大統領中心型統治体制」については第二章第三節で概観したが、その現実形態としての「大統領中心主義」は、憲法上は独立性が保障されているはずの「司法」機関にまで及び、そこには、政治に対する法の規範性を認めることは困難であり、いわば政治によつて法が凌駕される。フジモリ与党によるレフエレン

ダム阻止の例から如実に窺えるように、「大統領中心主義」は、自らそれが依拠するはずの「国民の決定」をも、それが「国民によるコントロール」という側面を強く表すほどそれを排除するという性質を持つものと捉えることができるだろう。先に述べた大統領再選の「重要性」は、この意味において理解される必要がある。第四章で若干詳述するが、問題は、何うした「大統領中心主義」がフジモリ政権特有の現象ではなく、多かれ少なかれ歴史的にペルーの憲法構造をかたちづくったという点にある。

注

- (1) ニの点に関して、村上勇介「第二次フジモリ政権の政治的課題」『外交時報』一九九七年四月号、五九頁は、野党が11000年の大統領選挙におけるフジモリの立候補可能性を事前に法律で禁止しようとする動きを見せだ」といふとする。しかしその裏には、当時、大統領補佐官であったモンチシーノス国家情報局顧問と麻薬組織との癒着が取り沙汰されており、例えはデル・カステイリョ（DEL CASTILLO GALVEZ, Jorge）野党議員が述べたように、野党はこうした政府・軍・麻薬組織の関係が、フジモリ政権の長期化をねだらしてこねだり批判してこられた。Congreso de la Republica del Peru, *Diario de los Debates Primera Legislatura Ordinaria de 1996 (Tomoh)*, Publicación Oficial, Lima, pp.217-218.

El Peruano, 23 de agosto de 1996, Lima.

- (3) 与党の見解はトーレス・イ・トーレス議員の陳述に集約されてこたる。参考：Congreso de la Republica del Peru, op. cit., pp.167-204. しかしながら同じ与党内では、次章で取り上げる「条件付き」再選容認論を主張したヘルロ（FERRERO COSTA, Carlos）議員は、明確に本法律への反対を表明してこたりとは、同党内での見解が二元的ではなかつたことを示してゐる。同議員の見解については、参照：FERREO COSTA, Carlos, "Veinte razones contra la reelección", *Debate* (Vol. XXI N° 106, junio

-agosto de 1999), Apoyo, Lima, 1999.

- (4) りの点に關して憲法[...]〇一条おみひ憲法裁判所組織法」条は、憲法裁判所を独立性を有する「違憲審査機関 órgano de control de la Constitución」へ規定しており、実定法上、決して同裁判所の憲法解釈が唯一かつ有権的なものじゃねえわけだななかつた。グルーにおける違憲審査制の機構的分析については、やしあたり次を参照。BLUME FORTINI, Ernesto, "El Tribunal Constitucional Peruano como supremo intérprete de la Constitución", en Facultad de Derecho de la Pontificia Universidad Católica del Perú, *Derecho*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1996, pp.125-205; QUIROGA LEÓN, Aníbal, "Control <<Diffuso >> y control <<Concentrado>> en el Derecho Procesal Constitucional peruano", en Facultad de Derecho de la Pontificia Universidad Católica del Perú, *Derecho*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1996, pp.207-233.

- (5) リ○みへな距離よりこわせ PANIAGUA CORAZAO, Valentín, "Reelección presidencial y legislación electoral", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), *Reelección Presidencial y Derecho de Referéndum*, Foro Democrático-Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, pp.137-138; PLANAS SILVA, Pedro, *El fujimorato-estudio político-constitucional*-, Lima, 1999, pp.362-363 を参照。

- (6) *El Peruano*, 16 de agosto de 1996, Lima.

- (7) リナスは、「有権的憲法解釈法」を「リシカ（ごく粗野な）解釈interpretación forzada (y poco útil)」と見る一方で、リバーた解釈手法を「かなり手の込んだ解釈interpretación bastante sutil」へしながら次のよつに述べる。すなわち、当該法律の「公法上」を「憲法上」に、「ある権利行使」を「大統領の再選への権利」に、そして「司法権の領域」を「選挙事項に関する領域」といふうに、それぞれの文言を読み替えれば、「行政手続きに関する一つの規定によつて、…与党は憲法の解釈をもくろんでいた。しかも単なる憲法解釈ではなく、大統領の再選に関する憲法規定に関する解釈である。そしてそれば（憲法上の——筆者注）欠缺を補うべいか、憲法の文意にあからざりに背馳する解釈を施すためであつた」(PLANAS SILVA, Pedro, op. cit., p.363.)。

ペルーにおける「大統領中心主義」の統治構造（二）（川畑）

マーラ・イ・マーラス議員の発言である。Congreso de la República del Perú, op. cit., pp.194-195.

(8) 以上の点について、BERNALES BALLESTEROS, Enrique, "La reelección presidencial y la responsabilidad del parlamento", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (Coordinador), op. cit., pp.103-118.

(9) 110の判決として、El Peruano, 17 de enero de 1997, Lima.; El Peruano, 18 de enero de 1997, Lima (同「判決」は、Tribunal Constitucional, *Jurisprudencia del Tribunal Constitucional (Tomo II) período 96-97*, Gaceta Jurídica Editores S.R.L., Lima, 1998, pp.894-908にも所収)。後述のように、訴え自体は退けられるのであり、これが「判決」に該当する大票の賛成がなかつたいふべくして、憲法裁判所全体の一一致した判決は存在しなくなつてゐる（Cf. RUBIO CORREA, Marcial, *Estudio de la Constitución Política de 1993 (Tomo A)*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, p.275）。この意味によつて、上記述べる罷免された3名の判事が発した「見解」は「政治的判断」と捉へるべきものであらべ。これに対しPLANAS SILVA, Pedro, op. cit., pp.375-378は、「3名の判事による「判決」のみを同裁判所の正式な「判決」として捉える。グルーの如きは両者ともに「判決」と表現され、その意味内容、効力等が論じられてゐるところに鑑みて、以降では「判決」と表記する。

(10)

(11)

(12)

(13)

PLANAS SILVA, Pedro, op. cit., p.375は、「110の判決」ではなく、「二重の判決''doble sentencia''」と表現する。

(12) 憲法裁判所組織法四条によれば、憲法裁判所の審理が成立するための定足数は七名の判事のうち六名であり、単純過半数で決定を下す。しかし違憲の申し立ての受理不可能性を判断する場合、または法律と同等の効力を有する法令の違憲を宣言する判決を下す場合は、六名の判事の賛成が必要となる。また、ある決定を下す際に同数が生じた場合には、憲法裁判所長官が最終決定権を持つものとし、違憲訴訟においては、ある法令の違憲を宣言するための票数に達しない場合には、憲法裁判所は訴えを「根拠なし」と判示しなければならず、いずれの場合においても決定を回避する」ことはやむなし。

(13) この「判決」においては、「本件訴訟で争われている憲法一二二条の解釈法たる法律二六六五七号と憲法との間には、一表明白な非両立性が存在する」とから…」として、「有権の憲法解釈法」の憲法適合性についての実体的判断に踏み込んだ記述がな

われてゐる。
憲法裁判所の判決において、判事の署名が判決の効力といかなる関係にあるのかについての法的規定は見当たらない。

- (14) 憲法裁判所の判決において、判事の署名が判決の効力といかなる関係にあるのかについての法的規定は見当たらない。
- (15) RUBIO CORREA, Marcial, *Estudio de la Constitución Política de 1993 (Tomo 4)*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, p.275 は、「大統領の決定がなかつた」とある。
- (16) 「二名の判事による「憲法裁判所決議」は公表されたないが、ソリドはフーマ弁護士協会の声明文によつた（<http://ekenko.rcp.net>）。
- (17) 「二名の判事による「憲法裁判所決議」は公表されたないが、ソリドはフーマ弁護士協会の声明文によつた（<http://ekenko.rcp.net>）。
- (18) 「二名の判事による「憲法裁判所決議」は公表されたないが、ソリドはフーマ弁護士協会の声明文によつた（<http://ekenko.rcp.net>）。
- (19) 「二名の判事による「憲法裁判所決議」は公表されたないが、ソリドはフーマ弁護士協会の声明文によつた（<http://ekenko.rcp.net>）。
- (20) 同条は、弾劾された者の職務停止、一〇年間の公職就任権の剥奪、罷免の決定権は、常任委員会が関与するといなしく国会に属

する」とを規定する。

(21) メージェント長官のみ、次期長官が決定するまでの間職務を継続すべしとして罷免を免れた。

(22) 罢免された判事および一部の野党議員等は、本件罷免措置は不当であるとして、米州人権委員会（本部ワシントン）および米州人権裁判所（本部コスタリカ）に提訴し、同委員会および同裁判所は、ペルー政府に野党との妥協点を探るよう度重なる勧告を行つたが、九七年七月、ペルー政府は米州人権裁判所の裁判管轄権の国内効力を否定する決定を行つた。しかし1000年、フジモリ政権の失脚による与野党逆転で、罷免された判事は復職した。

(23) この点は、憲法裁判所組織法の制定過程（とりわけ違憲判断を下すための要件として、七名の判事のうち六名の賛成票を要求する四条）と併せて、そもそも7名の判事の任命過程での与野党間の争いを反映したものであった。つまり同組織法四条の要件からすれば、与党にとって違憲判断が下されないためには、七名中二名が反対すれば十分であり、憲法裁判所判事は与党系二名、野党系五名という構成になつていた。

(24) Tribunal Constitucional, *Jurisprudencia del Tribunal Constitucional (Tomo II) periodo 96-97*, Gaceta Jurídica Editores S.R.L., Lima, 1998, pp.894-908. ニの点、当時ペルーの憲法学者の多くが、二名の憲法裁判所判事が具体的な違憲審査権を行使したことを支持する見解を示していた。しかし最近、「本判決で行われたように具体的な違憲審査権を適用することはできない。なぜならそれは実際に権利が争われ、下位の法令が事件に適用しうる上位のそれと両立しえない状況が現れている場合において機能するものだからであるが、ニでは何ら具体的な事件は存在していないからだ」と、適切に指摘する見解もある。*(cf. RUBIO CORREA, Marcial, Estudio de la Constitución Política de 1993 (Tomo 4), Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, p.275.)*

(25) それまでも、議会で否決された法案はレフタレンタムの対象となりましたが（「市民参加法」一六条）、「シウラ法」にもついで、同法案は「否決されても、議員の法定数の五分の一（四八票）以上の賛成票を得ていたものでなければならぬ」との要件が

付加された（PLANAS SILVA, Pedro, op.cit., p.368によれば、）の数字は単なる政治的計算によるものであり——つまり、当時の与党は確実な七一票を有しており、されば半政府系でレフエレンダムに反対の刷新党（Renovación）の三票を加えれば、残りの四六票が野党票となるが、（い）から一票の浮動票 votos defectuosos を差し引き、かつ出張や病気での欠席者がいないと想定すれば、合計で四四票がレフエレンダムの賛成票となる（ibid. nota8）——この法律によつて、市民の直接参加の制度が代表機関によつて媒体され mediaizada されになつた）。他方「マルセナロ法」は、法律やその他の法令の否認をレフエレンダムの対象とする規定（「市民参加法」三九条c）を廃止し（一条）、本法律制定時に、法令の否認を求めるレフエレンダムの発案の中で選挙機関について許可 xvi でないものは、上記「シウラ法」の要件に従うべきものとされた（経過規定二条）。

(26) *Resumen Semanal*, N° 978, 15-21 de julio de 1998, DESCOP, Lima.

(27) 以下、全国選舉評議会の決議は「INE-○印」、全国選舉過程事務局の場合には「ONPE-○印」と略記する。

(28) *El Peruano*, 1 de noviembre de 1996, Lima.

(29) *Resumen Semanal*, N° 979, 22 de julio-3 de agosto de 1998, DESCOP, Lima.

第三章 大統領再選の理論動向

第一節 ペルー憲法学からの再選批判論

前章では再選をめぐる現実の政治状況を概観したのに対しても、本章では大統領の再選に対してもペルーの憲法学が△のような理論的対応をしてくるのかに目を向ける。これによつて、ペルーにおける現実と理論との距離を看取す

ることができるだろうし、何よりそこから、大統領の再選という一般的制度が「ペルー固有の文脈」に位置付けられたときにはどのように機能するのかという、ここでの最大の問題関心をある程度把握することができるのではないかと思われる。

管見によれば、ペルーの憲法学において大統領の再選制を支持する見解は見当たらない。そこでは、大統領の再選一般に反対する法的理由はないしながら、再選を「ペルー固有の文脈」に位置付けて捉える必要性が説かれ、そうした文脈から再選批判論が展開される。この「ペルー固有の文脈」とは、ペルーにおける大統領選挙をめぐる政治の実態から出発し、それを「歴史・政治的文脈」の中で捉えるべきことを主張する点に特徴がある。つまり、ペルーにおいてこれまで何度も政治的論争の的となってきた大統領の再選のありようを歴史的文脈の中に位置づけ、こうして捉えられた大統領の歴史的性格や「大統領中心型統治体制」から再選反対を提示するのである。以下で取り上げるそれぞれの再選批判論は、問題視角や力点の置き所を異にするとはいえ、これらの議論全体がペルー憲法学からの再選批判論を形成しており、そこには当然のことながら、「憲法」と「大統領中心型統治体制」をめぐるペルー憲法学からの理解が反映されている。

（一）「歴史的憲法」論^[1]

先ず、「歴史的憲法」概念によつて再選反対論を開するのは、ガルシア・ベラウンデ（GARCÍA BELAUNDE, Domingo）である。彼は「歴史的」という用語を、「過去から時間の流れとともに、実効的でいわば我々の社会プロセスの中につながり、しかも憲法モデルを規定し方向付けるような偶發的でありながら決定的なcontingente vital もともまな慣習、制度、ならびに概念を形成していくたそれ自体が連結し合つた事実の総体」と理解する。^[2]そして、ペ

ルーの「歴史的憲法過程 proceso constitucional histórico」（傍点は原文がゴシック）または「歴史的立憲主義 constitucionalismo histórico」（同）は、「個人、集団、機関の諸表現を凝縮し、時間的空間の中においてさまざまに出来事を跡付けていくような、予定調和的に相互に連結し合った長い事実の連続」であり、過去から現在まで貫通するこれらの中核に、ある意味では不变的なある方向性 directrices を内包しており、それが「歴史的憲法」である。^[4]つまり、憲法レベルでの歴史過程である「歴史的立憲主義」の中で、ある一つの時間的地点において生み出され、その後長期間種々の行為によって反復し蓄積される」とによって、一連の不变な制度的傾向が存在する。この制度に関する「伝統」が「歴史的憲法」であり、歴史の流れの中でも現状維持的 conservadora 性格を持つが、決して単線的ではなく、変化や暫定的な修正もあり得る。^[5]このような「歴史的憲法」における決定的な要素が「大統領中心主義への悪癖 proclividad al presidencialismo」であり、「憲法過程」が容器であり流動的かつ可変的なものであるのに対し、「歴史的憲法」はその中身でありダイナミックではあるが恒常的なものである。^[6]

ガルシア・ベラウンデは「歴史的憲法過程」と「歴史的憲法」を以上のように定義し、国家形態および統治形態と「歴史的憲法」との関係を論じる。すなわち、國家形態にせよ、独自の発展レベルを有する一定の政治共同体の中の政治的環境によって異なる形で機能するのであって、大統領の再選もまた必ずしも同一に機能するとは限らない。したがって、大統領の再選を抽象的に分析してはならず、「政治規範的文脈の中で捉えなければならない」。だからこそ、「再選禁止」が「歴史的憲法」の一部を成すとはいえ、政治的・制度的コントロールの変化によって脅威的ではなくなり、無害なものとなりうる可能性は否定すべきではないということになる。つまり、歴史の世界には——自然界とは異なり——法則も蓋然性すらもない。事実は常に一つであり、その類似性は単に外観的側面 aires de familia に限られる」とから、厳密には、大統領の再選（禁止——引用者）が、もはやペルーの「歴

史的憲法⁽⁸⁾の一部ではないかどうかを見極め、それを評価し受け入れるには一定の時間が必要であるとして、「歴史的憲法」が「変化や暫定的な修正を受ける可能性」を認める。しかし、——野蛮な独裁ではないが——現政権が民主制度を軽視する権威主義的な側面を持つて現状からすれば、少なくとも大統領の再選に関する限り「歴史的憲法」は今は変化していない、と結論づけるのである。

制憲議会で憲法・規則制定委員会の副委員長を務めた憲法学者チリノス（CHIRINOS SOTO, Enrique）は、憲法制定過程において次のように述べた。すなわち、「偉大なる統治者が再度共和国大統領になる」とを禁止することは善政への重大な攻撃であ⁽¹⁰⁾り、あらゆる型の再選を禁止する「メキシコ型」に反対であつたが、ペルーの諸憲法は「慎重を期して」一任期経過後の非連続再選を確立してきたのであり、これこそが「健全である saludable」。国民は「ある場合には、現職大統領を（再選することで）称賛するであろうし、そうでなければ、彼を（再選させないとで）罰する」のであって、「国民が主権者である限り国民が選ぶ」以上、再選に反対するための法的根拠は存在しない。」の点について、「我々は、サン・マルティン（SAN MARTÍN, José de）⁽¹²⁾が『人民の一般意志 voluntad general de los pueblos』⁽¹³⁾と呼んだところのものに規定される」としながらも、「単に『人民が主権者であり、人民には自分の好む者に投票する権利がある』というだけでは問題は解決されない」。そして、「確かに法的論拠はなく、他の国々が大統領の再選を認めながらも実に民主的であるとしても、ペルーにおいて存在するのは再選を良しとしない歴史的先例であ⁽¹⁶⁾り、「成文憲法に優位するペルー国民の歴史、伝統、慣習について考えるべき」である。

そこでチリノスは、「それぞれの国は、高位かつ異なる歴史的憲法を有しており、…いざれにせよそれは成文憲法の上位に位置するものである」とし、そのようなペルーの成文憲法に優位する「歴史的憲法」の内容については、「ペルーは歴史的憲法の中に統治形態 forma de gobierno としての共和制 Repùblica を有している」とする。そして

「ペルーは一七〇年以上も前から一度たりとも共和制国家として存続するという決定から離れたことはなく、与党の再選正当化論は、「共和制であるという我々の歴史的憲法から乖離している」。⁽¹⁹⁾ 彼によれば、この「歴史的憲法」からは非連続再選が許容されるのであり、「そのような非連続再選は確かに守られてきた」。⁽²⁰⁾ 他方、「終身大統領は——無制限に再選されうるような大統領と酷似しているが——王冠なき君主と同じである」⁽²¹⁾ というボリーバル(BOLÍVAR, Simon)⁽²²⁾ の言葉を引用し、歴史的経験からすれば、再選を認めることによって無制限の再選へとつながり、ひいては「王冠なき君主」たる終身大統領にまでつながってしまう可能性があると言う。⁽²³⁾ チリノスもまた、レギア政権の先例を引用して、「ペルーにおいて再選制度はレギア政権の一一年間の独裁へと変質した」と述べる。チリノスにとって、レギアの長期政権化がクーデタを誘引したのであり、与党は「無謀にもこれと同じ途を開こうとしている」ということになる。

(二) 権力担当者交替の原則

「歴史的憲法」という概念に依ることなく、権力担当者交替の原則を「民主主義」の中核に据えて再選批判論を展開するのがベルナレス(BERNALLES BALLESTEROS, Enrique)である。彼によれば、大半のラテンアメリカ諸国が大統領の再選に消極的な憲法規定を有しているのは、「歴史的理由および民主的自由の維持 preservación de las libertades democráticas」⁽²⁴⁾ のためであり、大部分のラテンアメリカ諸国は、一部の軍人出身の独裁者のみならず、権力担当者の交替という民主主義の原則を無視し、長期政権化を目指す文民大統領をも輩出したという歴史から、合法性を一顧だにせず長期政権化を目指す独裁によって、国内の暴力主義的な二分化に苦しめられてきた。他方で、ラテンアメリカの独裁と権威主義が、腐敗と低開発のシンボルとなり、「ラテンアメリカ諸国に重くのしかかる遺制の一

つが、独裁でなければ権威主義的大統領中心主義 *presidencialismo autoritario* に具現化された民主主義という過ち⁽²⁷⁾であり、ペルーもその例外でない。こうして、「長期政権化を回避し、民主的継続性を保障するために、権力担当者交替の基準を憲法上強化する」⁽²⁸⁾ことが重要だとする。

こうしてベルナレスは、「自主クーデタ」から一九九三年憲法によって浮上した大統領の再選問題が、何よりも「政権継続のための政治手法としてのクーデタの正統性」を伴っており、「クーデタという憲法自身の出自とクーデタ実行者の長期政権化という個人的利益に追従している憲法の受容によって、憲法自身はまったく非民主的なな自という欠陥を持っている」⁽²⁹⁾ことを重く見る。そのような非民主的出自を持つ一九九三年憲法下での再選は、「憲法の全条文の中でもっとも物議を醸している一つであり、当該規定によって大統領の再選が認められ、ペルーの憲法的伝統は破られ、憲法上規定される他の諸機関に優位する共和国大統領という体制の中で、——全体の中で最も重要な——追加の一変数 *una variable adicional* を確立した」と述べる。もっともベルナレス自身、再選への反対の理由が「厳格に法的な理由からではない」⁽³⁰⁾として、「憲法理論的には、大統領の再選それ自身が民主主義原理に反するものではない」とする。しかしながら、「その出自と形態からして、一九九三年憲法によって定式化された再選は、ペルーのあらゆる民主的制度化の試みと統治能力を脅かすものであり、「共和国大統領の地位に就く者のカウディリョ主義 *caudilismo* へ権威主義を強化する」だけに、「国家の強固なプロジェクトの基礎を築く」とはできない⁽³¹⁾。

こうした見解は、彼が、「ペルーにおいては、若干の賢明な例を除き、大統領に就任する者は大統領職から退任する」と強く抵抗するという権威主義的傾向、カウディリョ主義、家父長主義の負の遺制を負っている」⁽³²⁾ことから、「⁽³³⁾のような状況下で、再選は大統領のシーザー主義 *cesarismo presidencial* を助長し、市民意識 *conciencia cívica* を麻痺させる」と述べるところにも表れている。

こうしてペルナレスは、一九九三年憲法制定の「正統性」自体を疑問視した上で、次のように述べる。「刷新 *renovación* が民主主義に内在的⁽⁴⁰⁾」であり、再選禁止が「権力担当者の交替の原則にとつて本質的なもの」であり、「民主主義を獲得したばかりで、それを強化することが必要なときにはなおさらそうである」。⁽⁴¹⁾ そして、そのような新興民主主義国たるペルーにおいて、再選は「権力担当者の交替を害する」という以上に、権力の長期化を目指すものであり、これこそがペルーにおける民主的制度化に悪影響を与えるものである⁽⁴²⁾。⁽⁴³⁾ 当時、軍政から民政移管後一〇数年しか経っていないペルーのような「市民の市民としての意識と法意識が構築される途上にある国」における再選の意味を、次のように述べる——「大統領の再選には、政治を一つの選択肢に制限し、次世代にとつては政治的責任を引き受ける可能性を遅らせ、当該国のその他の選択肢に対しても政治を凍結する、という最大の不都合がある。形成過程にある民主主義にとって一〇年という任期は余りにも長すぎるのであり、再選された大統領に追従した国会与党が無制限の再選を規定すべく憲法を改正すれば、さらに五年あるいは一〇年延びるという危険性もある。他方、政権末期の統治者の疲弊 *desgaste del gobernante* は、通常は五年（の任期——引用者）の四年目に起こることとは異なり、任期が一〇年の場合には六年目には既に起こり得ることになり、これが政情不安、統治不能状態、クーデタの危険性を増大させる」。⁽⁴⁴⁾

（三）大統領権力の永続化——「コンティヌイスモ」

大統領権力の性向を示すラテンアメリカ特有の政治概念「コンティヌイスモ」を主たる論拠として、再選批判論を開くのはパニアグア（PANIAGUA CORAZAO, Valentín）である。彼は、「再選は、すなわちコンティヌイスモではない」⁽⁴⁵⁾ とし、後者を「明示的ないし默示的な再選禁止規定の下で選出された者の長期政権化であり、事後的に

ex post facto 選出時に定められていた延長不可能な制限を超えて権力の維持を取り繕う法形式を強制すること、「より正確には、憲法的・政治的に明白な制限に反して権力維持を図った者が試みる正当化である」と定義する。⁽⁴⁷⁾ 再選が常に憲法によって明示的に選出される資格を与えられた者を想定するのに対し、コンティヌイスモは憲法上の再選禁止規定または再選資格制限規定ゆえに再選不可能な者を想定するのであって、「両者の間には、法的、政治的、倫理的に深淵な相違がある」。米国の再選が前者であるのに対し、過去から現在までペルーに存在してきたのは後者である。⁽⁴⁸⁾ また、再選が憲法体系 sistema constitucional の安定性を追求する制度であるのに対して、コンティヌイスモは健全な民主的刷新を阻害し変質させるものである。前者では制度的利益が重視され、後者においては個人的な利益のみが優先されるのであり、合憲的手段と憲法の諸規定は変質されるのであって、ペルーにおける再選は後者の意味において理解されなければならない。パニアグアによれば、ペルーにおける大統領の再選が「コンティヌイスモ」であり、それは、不正、腐敗、専制主義 servilismo、権力の濫用などの概念と不可分なものである。⁽⁴⁹⁾ ペルーにおける大統領の再選は、歴史的にも専制主義的な出自と伝統による制度であった。⁽⁵⁰⁾ このことは、レギーア政権下での再選から無制限再選への動き、フジモリ政権下での再選をめぐる政治（「自主クーデタ」による新憲法の制定、再選規定の導入、「有権的憲法解釈法」の制定）といった事実が証明しており、いずれの場合においても、再選は権力を行使してきた者を権力の座において事実上強化し、明らかに専制的な目的の遂行に役立つものであった。そのようなペルーにおける再選の出自の汚点は、「G・ワシントンが、憲法秩序の継続性を引き延ばし、保障するために生まれた米国の再選とは隔絶の違いがある」ということになる。

(四) 現職候補優位論

現職大統領が再選に立候補した場合に他の候補者との間に生じる「不公平な選挙条件」という点から再選に反対するのはベルナレスである。^[53] 彼は、九五年の大統領選挙に言及し、フジモリの再選が国民の選択という正当な結果であることは言うまでもないが、それ以上にフジモリが他の候補者に比して有していた絶大な権力状況は明らかであつたと述べる。^[54] 現職大統領候補は、大統領として学校や水路の開設式を行つていたのに対し、他の候補者は有権者に対して口約束しかできないという事実は「客観的に不利」な点であり、「そのような状況下で公平な選挙を行うための条件があつたと言えるのだろうか」と疑問を提起する。^[55]

若干のニュアンスの違いはある、ボレア (BOREA ODRÍA, Alberto) もまた「再選の概念を認めれば平等は傷つけられる」とする。彼は、「共和国における統治の問題において再選を認める」とは、(現職大統領に代わる——引用者) 代替可能な人物がないということを認めることであり、一つの国家およびその構成員の固有の自己評価と合致しない不平等性を容認することもある^[56]として、再選それ自体の不公平さを強調する。さらに、権力者が長期政権化を企てることは権力の魅力からして「まったく人間的なこと」であるからこそ、「このような（長期政権化の——引用者）試みが社会の構成員の自由かつ多元的な共存を損ねることがないよう、社会自身が規範的に制限することが賢明である」とする。^[57] そうすれば、「候補者それぞれが、平等な条件および利点なしに有権者の判断に諮られることから、民主制度において要求される公平さを切斷するような結果にはならず」、主権者は政府責任の所在をしつかりと見極めることができるようになるとする。^[58]

以上概観したペルー憲法学における議論の具体的検討は次章にゆづるが、ここでは、ペルーないしラテンアメリカにおける大統領の再選制は一般的・抽象的に捉えられてはならず、当該制度を成り立たしめる歴史・政治的な

注

(1) 「歴史的憲法」の原語は*constitución histórica*であるが、その意味内容からすればむしろ「歴史的国家構造」と訳出すべしとのあるようと思われる。この点についての少々立ち入った検討は第四章特に第一節で後述するが、もしあたりまでは、歴史的な文脈から大統領の再選制を批判する議論の一つとして「歴史的憲法」という訳語を用いておく。また、GARCÍA BELAUNDE, Domingo, "La reelección presidencial y la Constitución histórica", en OTALORA PEÑARANDA, Alberto (coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanno Seidel, Lima, 1997, p.37によれば、この概念が憲法学者の間で通用するようになつたのは、よりわけ「有権的憲法解釈法」の制定以降であり、内容的には「まだ明確というには程遠い」。されどに「歴史的憲法」という概念を最初に誰が使用したかを決定するのは困難であるといひ、それを最初に創り出したのはおそらくサヴィニーであり、そこからアルゼンティンの法律家アルベルディ (ALBERDI) やLerminierを通して使用したのではないかとして、歴史法学派の影響を指摘する (Cf. GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., p.38)。また、田中耕太郎「ラテンアメリカ法学界管見」「法律時報」一二巻七号 (一九四〇年) は、一八一四年のサヴィニーとトイボーとの間の法典編纂論争と同様に、アルゼンティンが植民地支配から脱して民法典の制定に至るまでの「過渡的法 *derecho intermedio*」によばれる時期 (一八一〇~六九年)においても、アルベルティとグレス・サルスフィールド (VÉLEZ SARSFIELD) との間に同様の論争があつたことを詳しく紹介しているが、そこで、「アルベルティは此の批判を為すに当り、自己がサヴィニーの学徒である旨を公言していたのである」と述べる (同書、四〇頁、なお引用箇所については、旧字体から新字体に改めた)。後に見るバニアグアも、大

統領権力の永続化傾向によるべき焦点を当ててみると、再選を「歴史的憲法」概念によるべきと謂ふべく PANIAGUA CORAZAO, Valenin, "Reelección presidencial y Legislación Electoral", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (coordinador), op. cit., pp.119-120. ながら、「ハヤシ」が謂われる「歴史的憲法」論はサヴィリーに代表される歴史法学派との関連は重要であり、より深く検討が求められる点であるが、これについては他日を期す。ハヤシはやうとした指摘の紹介にとどめたい。

(2) GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., p.38.

(3) ハヤシは國のガルハート・グラハム博士、「歴史的憲法」を「何世代にもわたって構築された超規範的価値空間 espacio valorativo extranormativo は、我々がやがての産物であり、また我が国の民主的・共和主義的伝統を形成していくものであつて、……我が國の制度の継続性が基礎となるあの基礎である」ハヤシのナスの見解 (Cf: PLANAS SILVA, Pedro, *Rescate de la Constitución*, Abril S. A. editores & impresores, Lima, 1992, p.85) を依然として明確に欠けてゐる。GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., p.37.

GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., pp.38-39.

GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., pp.39-40.

GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., p.39.

GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., p.41.

GARCÍA BELAUNDE, Domingo, op. cit., p.48.

Ibid.

(10) CHIRINOS SOTO, Enrique, *Constitución de 1993 - Lectura y Comentario - 4ª edición corregida y aumentada*, Editora Jurídica Grifilex E.

I.R.L., Lima, 1997, p.223.

(11) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.225.

- (12) アルゼンティンの軍人や、アルゼンティノ、チリ、ペルーの解放に貢献した。前出の第一章第一節注⁽⁴⁾を参照。
- (13) 一八二一年七月二八日、キハ・マルティノは、「ペルーは、今、の瞬間から、人民の一般意思と神が規定する正義によつて、自由かゝ独立となる」と述べ、ペルー共和国の独立を宣誓した。参照：BASADRE, Jorge, *Historia de la República del Perú 1822-1933 (Tomo I, 7ª edición corregida y aumentada)*, Editorial Universitaria, Lima, 1987, pp.1-2.
- (14) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.224.
- (15) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.222.
- (16) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.226.
- (17) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.221.
- (18) Ibid.
- (19) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., pp.221-222. ペルーは「その國はおふくろ歴史的憲法が存在するのである、それは人民自身たゞ眞の憲法制定権力 *verdadero poder constituyente* が選択したるものである」 と述べる（Cf. CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.493）。
- (20) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.221.
- (21) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.221.
- (22) ベネズエラの軍人、政治家や、一九世紀のラテンアメリカ独立の解放者 El Libertador (一七八二年～一八二〇年)。早くから尔斯、ロック、モンテスキューなどの啓蒙思想家の著作に接し、それが後の彼の自由主義的な思想形成の礎石となつたとされる。一八一九年八月のボカヤの戦闘でスペイン軍に勝利しボゴタを解放すると、同年二月に、ベネズエラ、クンティナマルカ（現コロンビア）、エクアドルからなるグラハ・コロンビア共和国の形成を宣言し、一八二〇年一二月にはグラハ・コロンビア大統領に任命された。その後、一八二一年にベネズエラとエクアドルを解放し、一八二四年のアヤクーチョの戦いでスペイン軍

- に決定的な勝利を収め、ペルーを完全に解放した。ボリビア共和国の名称は彼の名にちなんで付けられたものだ。一八二五年の最初のボリビア憲法はボリーバルが起草したものである。一八二六年のペルー憲法が適用されると、同年一一月、同憲法の規定に従ふべく、ボリーバルが不在のまま、彼がペルーの終身大統領であると宣稱された。参照、TAURO, Alberto, *Enciclopedia ilustrada del Perú 5*, PEISA, Lima, 1987, pp.311-313.
- (23) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., p.227. まだ、ペルーの外交官や公法学者でもあつたハカル (ANDRES BELAUNDE, Victor) や、植民地時代の副王 virrey と大統領との権力の類似性のみならず、後者の前者に勝る権力の強大さを指摘す。²⁶ BELAUNDE, Víctor Andrés, *La crisis presente 1914-1939 (6^a edición)*, Luis Alfredo Ediciones, Lima, 1994, pp.120-121. 大統領の歴史的性格によるもので、前出の第一章第一節を参照。
- (24) CHIRINOS SOTO, Enrique, op. cit., pp.222-223.
- (25) Ibid.
- (26) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, "El artículo 112° de la Constitución y la Ley N° 26657", en Escuela de Graduados MAESTRIA EN DERECHO CON MENCION EN DERECHO CONSTITUCIONAL, *Pensamiento Constitucional* (Año N° 3), Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 1996, p.107.
- (27) Ibid.
- (28) Ibid.
- (29) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, "Estructura del Estado y modelo político en la Constitución de 1993", en *Constitución de 1993 análisis y comentarios II (Lecturas sobre Temas Constitucionales II)*, Comisión Andina de Juristas y Konrad-Adenauer-Stiftung, Lima, 1995, p.103.
- (30) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. ("El artículo 112° de la Constitución"), p.108.
- (31) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. ("El artículo 112° de la Constitución"), p.105.

ペルーにおける「大統領中心主義」の統治構造（二）（川畑）

- (41) (40) (39) (38) (37) (36) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. (1995), pp.103-104.
- (35) カウディリョとは、軍人の統領あるいは集団ないし共同体の長であるが、歴史的には、スペインや一九三六年に軍事蜂起」、後に國家元首の権力を奪取した一軍人の名の恣意的^の容^を de caprichosa adopción であるわれど（Cf. CABANELAS, Guillermo, *Diccionario Encyclopédico de Derecho Usual (Tomol)*, Editorial Helastia S.R.L., Buenos Aires, 1996, p.109.）³³ また大貫良夫他監修『アーノ・アメリカを知る事典（新訂増補）』（平凡社、一九九九年）³⁴ 一〇五頁〔松下洋執筆〕によれば、カウディリョとは以下のよべな特徴を有する。すなはち、一九世紀前半の独立に際し、ラテンアメリカ諸国に多く現れた統領または政治的ボスのいふなり、それが生み出された理由として、植民地体制の崩壊に伴って生じた権力の空白状態を埋めるため、あるいは独立後の政治的混乱を前に大衆が強力な指導者の出現を切望したことが指摘される。カウディリョは一般に、（イ）カリスマ的資質、（ロ）武装した農民を私兵とする軍事力、（リ）地主出身者、（ホ）議会制度の否定と独裁政治の志向などの特徴があり、いうした体制を「カウディリオ主義 caudillismo」³⁵ と呼ぶ。
- BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. (*La Constitución de 1993*), p.470.
- Ibid.
- BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. (1995), p.104.
- Ibid.
- Ibid.
- BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. (1995), p.110.

- (46) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. (1995), p.104.
 (47) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. (*La Constitución de 1993*), p.470.
- (48) BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit. (1995), pp.104-105.

Ibid.

- (49) PANIAGUA CORAZAO, Valentín, "Reelección presidencial y Legislación Electoral", en OTÁROLA PEÑARANDA, Alberto (coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, p.120. ハンス・FITZGIBBON, Russell H., "Continuismo", HAMILL, Hugh M. Jr., *Dictatorship in Spanish America*, Alfred A. Knopf, NY, 1965, p.146 も「今ハトマツヤスモ」や、「ハトハトマツヤカ諸国に見られるもので、現職大統領あることは時々」の他の役人集団に対しても二期連続や現職に就くことを従来から禁止してくる規定を取り払い、憲法改正や新憲法制定によるなどの手続を通して現行政府を継続させねばやむを得ない慣行」と定義付け、ペリタケアと類似の捉え方をする。
- (50) PANIAGUA CORAZAO, Valentín, op. cit., p.121.
- (51) PANIAGUA CORAZAO, Valentín, op. cit., pp.120-121.
- (52) PANIAGUA CORAZAO, Valentín, op. cit., p.121.
- (53) ルビオ (RUBIO CORREA, Marcial) もいよいよ名もれるだらうが、大統領の再選に関する彼の記述は、ほぼ全体的にブルナーベの所論に依拠してゐるが、ストレートではブルナーベの議論を取上げる。なおルビオの見解は、参考、RUBIO CORREA, Marcial, *Estudio de la Constitución Política de 1993 (Tomo 4)*, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima,

1999, pp.275-276.

BERNALES BALLESTEROS, Enrique, op. cit (*La Constitución de 1993*), p.470.

Ibid.

BOREA ODRÍA, Alberto, op. cit., p.17.

Ibid.

BOREA ODRÍA, Alberto, op. cit., pp.17-18.

BOREA ODRÍA, Alberto , op. cit., p.18.